

大阪府後期高齢者医療広域連合債権管理条例施行規則

〔 令和 2 年 2 月 2 8 日
大阪府後期高齢者医療広域連合規則第 3 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪府後期高齢者医療広域連合債権管理条例（令和 2 年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(台帳の整備)

第 2 条 条例第 5 条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）
- (3) 債権の金額
- (4) 債権の発生原因（根拠法令等）、発生年月日、種類及び消滅時効の時効期間
- (5) 当初の履行期限及び督促の状況
- (6) 交渉経過等の債権の管理に係る経緯
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項
(議会に報告する事項)

第 3 条 条例第 1 2 条第 2 項に規定する議会に報告する事項は次のとおりとする。

- (1) 放棄した債権の名称
- (2) 放棄した債権の額及び件数
- (3) 放棄の事由
- (4) その他広域連合長が必要と認める事項

(補則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。